

西宮市指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び
指定介護予防サービス事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法第123号以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関し必要な事項を定める。

(指定の申請等)

第2条 法第70条第1項、第79条第1項、第86条第1項、第94条第1項、第107条第1項及び第115条の2第1項の規定による指定又は許可の申請は、第1号様式による指定（許可）申請書により行うものとする。

2 法第70条の2第1項（法第115条の11において準用する場合を含む。）、第79条の2第1項、第86条の2第1項及び第94条の2第1項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第107条の2第1項並びに法第108条第1項の規定による更新の申請は、第1号の2様式による指定（許可）更新申請書により行うものとする。

3 法第70条第1項、第79条第1項、第86条第1項及び第94条第1項並びに平成18年旧介護保険法第107条第1項並びに法第107条第1項及び第115条の2第1項の規定により指定又は許可を受けた者は、その旨を当該指定又は許可に係る事業所又は施設の見やすい場所に表示するものとする。

(指定居宅サービス事業者の特例に係る別段の申出)

第3条 法第71条第1項ただし書（法第115条の11において準用する場合を含む。）及び第72条第1項ただし書の規定による申出は、第2号様式による指定を不要とする旨の申出書により行うものとする。

(共生型居宅サービス事業者等の特例に係る別段の申出)

第3条の2 法第72条の2第1項ただし書及び第115条の2の2第1項ただし書の規定による別段の申出は、施行規則第130条の5及び第140条の17の6で定める事項を記載した第2号の2様式による指定を不要とする旨の申出書により行うものとする。

(変更の届出等)

第4条 法第75条第1項、第82条第1項、第89条及び第99条第1項並びに平成18年旧介護保険法第111条並びに法第113条第1項（法第107条第2項の規定による許可に係る事項を除く。）及び第115条の5第1項の規定による届出は、変更に係るものにあつては第3号様式による変更届出書により、事業の再開に係るものにあつて

は第3号の2様式による再開届出書によりそれぞれ行うものとする。

2 法第75条第2項（法第72条の2第5項の規定による届出があったものとみなされた場合を除く。）、第82条第2項、第99条第2項及び第113条第2項並びに平成18年旧介護保険法第115条の5第2項（法第115条の2の2第5項の規定による届出があったものとみなされた場合を除く。）の規定による事業の廃止又は休止の届出は、第4号様式による廃止・休止届出書により行うものとする。

（指定の辞退）

第5条 法第91条の規定による指定の辞退は、第5号様式による指定辞退届出書により行うものとする。

（介護老人保健施設の開設許可事項の変更申請）

第6条 法第94条第2項の規定による許可の申請は、第6号様式による介護老人保健施設開設許可事項変更申請書により行うものとする。

（介護医療院の開設許可事項の変更申請）

第6条の2 法第107条第2項の規定による許可の申請は、第6号の2様式による介護医療院開設許可事項変更申請書により行うものとする。

（介護老人保健施設の管理者の承認申請）

第7条 法第95条の規定による承認の申請は、第7号様式による介護老人保健施設管理者承認申請書により行うものとする。

（介護医療院の管理者の承認申請）

第7条の2 法第109条第2項の規定による承認の申請は、第7号の2様式による介護医療院管理者承認申請書により行うものとする。

（介護老人保健施設の広告の許可の申請）

第8条 法第98条第1項第4号の事項に係る許可の申請は、第8号様式による介護老人保健施設広告事項許可申請書により行うものとする。

（介護医療院の広告の許可の申請）

第8条の2 法第112条第1項第4号の事項に係る許可の申請は、第8号の2様式による介護医療院広告事項許可申請書により行うものとする。

（指定介護療養型医療施設の指定の変更申請）

第9条 平成18年旧介護保険法第108条第1項の規定による申請は、第9号様式による指定介護療養型医療施設変更申請書により行うものとする。

（事業所情報の提供）

第10条 市長は、第2条から前条までの規定による指定若しくは許可又は届出若しくは申出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、兵庫県、国民健康保険団体連合会その他の関係する機関に対して、当該指定等に係る事業者又は施設に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供するものとする。

（1）事業所又は施設の名称及び所在地

- (2) 当該事業者又は施設の指定又は許可の申請者又は開設者の名称及び主たる事務所の所在地及び電話番号並びにその代表者の氏名及び職名（当該申請に係る事業所又は施設が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び住所）
 - (3) 指定等の年月日及び指定有効期間満了日
 - (4) 事業開始年月日
 - (5) 介護保険事業所番号
 - (6) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の規定は、法第71条第1項本文及び第72条第1項の本文の指定又は承認に係る情報について準用する。
- 3 市長は、第1項（前項において準用する場合を含む。）の情報の提供に関する業務の全部又は一部を他の機関に委託することができる。

（公示）

第11条 法第78条、第85条及び第93条並びに平成18年旧介護保険法第115条並びに法第115条の10の規定による公示は、法第78条各号、第85条各号及び第93条各号並びに平成18年旧介護保険法第115条各号並びに法第115条の10各号の措置に係る事業者又は施設に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
 - (2) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設又は指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地
 - (3) 当該事業者又は施設の指定又は許可の申請者又は開設者の名称及び主たる事務所の所在地及び電話番号並びに代表者の氏名（当該申請に係る事業所又は施設が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び住所）
 - (4) 指定、指定の辞退又は指定の取り消し、廃止の年月日
 - (5) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間
 - (6) サービスの種類
- 2 前項の規定は、法第104条の2及び第114条の7の規定について準用する。この場合において、前項第4号中「指定、指定の辞退又は指定の取り消し」とあるのは「許可又は許可の取り消し」と読み替えるものとする。

（実施細目）

第12条 この要綱に規定するもののほか、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

市長は、この要綱の施行日前においても、指定介護サービス事業者、指定介護予防サ

ービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関し、必要な
手続きを行うことができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。